

共生社会

しくみの整備と一人ひとりの理解の両輪で

2040年、6.7人に1人が認知症に

政府は認知症の65歳以上の人が2040年には584万人にのぼり、6.7人に1人が認知症になると推計しました。最も多いアルツハイマー型認知症は年齢を重ねるごとに発症率が高くなるため、高齢化の進行に伴い認知症の高齢者の割合も増えています。

意思決定は基本的人権 「認知症基本法」施行

2024年1月から「共生社会の実現を推進するための認知症基本法」が施行され、「認知症の人を含めた国民一人ひとりがその個性と能力を十分に発揮し、相互に人格と個性を尊重しつつ支え合いながら共生する活力ある社会（＝共生社会）」を目的に、認知症の人の「基本的人権の尊重」が掲げられました。これまでは家族などが代わりに決めてきたことが、今後は認知症当事者本人の意思決定が尊重されることとなります。

認知症の人の意思決定が尊重される社会のために

若年性認知症の男性は「自分の意思を聞かないで家族が決めてしまうのはよくない。何に困っているのか、聞いてほしい。」と話し、認知症だから何もできない、やらせないといったことのないよう、地域の私たち一人ひとりが正しく認知症への理解を深めていくことが大切です。

一人暮らしの認知症高齢者の在宅を支える訪問介護のヘルパー不足、介護保険では家族の負担が大きいかかわらず身体介護よりも要介護度が低く認定される現状があり、認知症基本法の目的の実現に向けて認知症の人を支える制度やしくみの充実を求めています。

※認知症はさまざまな病気によって脳細胞の一部が死滅したり働きが悪くなったりすることで、記憶・判断力などの認知機能が低下し、社会生活に支障をきたした状態をいいます。脳細胞が減少して萎縮が進行するアルツハイマー型認知症のほか、発症の原因となる病気は100以上といわれ、脳出血、頭部損傷、感染症などにより65歳未満で発症（若年性認知症）する場合もあり、誰もがかかりうる病気です。

香害をなくす活動に取り組んでいます ～身体や環境に優しい選択を～



少しずつではありますが、世間で認知されてきている「香害」。それは香りの強さや好き嫌いの問題ではなく、柔軟剤・合成洗剤・消臭スプレー・制汗剤・芳香剤などに含まれる化学物質による健康被害です。症状は頭痛や動悸、けん怠感、呼吸困難など多岐にわたり、人によっては学校や職場に行けなくなり、社会から孤立する人もいます。急病の際、救急車に乗ることができず、診察をうけることができない人がいることを想像できるでしょうか？地震や水害などで被災しても避難所に行くことができない人もいます。

香り付き製品に含まれる多様な添加物、合成香料、更には香りを長続きさせるために使われる香りや消臭成分を閉じ込めるマイクロカプセルの素材の毒性が、複合して影響し、不調を引き起こすと考えられており、今、香りを楽しんでいる人も、誰もが突然化学物質による症状を発症する可能性があります。知らず知らずのうちに加害者にも被害者にもなりうるため、「香害」の問題と無関係でいられる人はいないのです。さらに、マイクロカプセルの使用は、人体への影響だけでなく、破片や微小なカプセルそのものがマイクロプラスチックとなって空気や海を汚染するため、環境への影響も問題です。

EU（欧州連合）ではすでに26種の香料をアレルギー物質（発ガン性、変異原性、生殖毒性を含む）とし、表示が義務づけられています。日本でもEU並みの対応を求め、未然防止の視点と子ども基準による化学物質対策をすすめていく必要があると考え、私も全国の議員129人でつくる「香害をなくす議員の会」のメンバーとして、葛飾での香害の実態を調べる、議会で質問し区民への周知を求める、香り長続き製法をやめるようメーカーを訪問するなど、香害をなくすための活動に取り組んでいます。

制度改定で基本報酬減額 自宅で訪問介護を受けられなくなる！？

介護保険制度は抜本的な見直しを！

2000年から始まった介護保険は3年ごとに改定されますが、利用者にとっても事業者にとっても使いにくい制度となっています。

訪問介護は要介護状態になっても住み慣れた自宅で暮らし、自立した生活を送るうえで要となるサービスです。しかしそれを支えるヘルパーの置かれている状況は厳しく、4人に1人が65歳以上と高齢化がすすんでいます。民間シンクタンクの調査では、訪問介護のサービス提供を断った理由について、9割を超える事業所が「人員不足により対応が難しかったため」と答えています。訪問介護のヘルパーのなり手がいなくなれば、自宅で介護を受けられなくなり、そのしわ寄せが介護離職にもつながります。

2024年4月からの介護報酬引き下げによって訪問介護事業者が減ることになれば、市民のサービスを選択する権利が失われ、介護保険制度の根幹を揺るがすものとなります。訪問介護の基本報酬の引き下げは見直すべきです。さらに介護保険料の引き上げには限界があるため、国庫の負担割合を増やすといった抜本的な見直しが必要です。

葛飾区役所新庁舎のその後

工事期間が1年5か月延長に… 影響についての速やかな説明を！

2023年12月の都市基盤整備特別委員会において、立石駅北口地区市街地再開発事業の工事期間を計1年5か月延長し、工事完了を2030年3月とする報告がありました。土地の調査によって、施工の支障となる基礎杭やアスベストの存在が確認され、撤去作業と鉄道近接施工の影響のために工期変更が必要になったことが理由です。

都内自治体では昨今の資材費や人件費の高騰により、施設の建て替えや改修計画の見直し、事業費の増額などを迫られており、葛飾区役所についても、移転を決定した2022年12月の第4回区議会定例会の時点で総事業費や保留床取得費への影響を懸念する指摘がなされていました。

区は今回の工期延長による仮住居や地代・家賃の減収などにかかる補償費を約10億円増額し、経費高騰に対しては庁舎建設基金の積み立て計画の増額などにより対応するとしています。事業全体の新たな資金計画の作成は2024年夏頃に予定されており、速やかに区議会に報告するとのことですが、工事の遅れが総事業費や保留床取得費にどれだけの影響を及ぼすのか、できるだけ早く区民に明らかにすることを求めます。